

## I 情報公開制度の運用状況

### 1 公開請求の状況

市では、情報公開制度の総合的窓口となる「情報公開総合窓口」で情報公開請求<sup>(注)</sup>の案内、相談や受付を行っており、令和2年度の制度の運用状況は次のとおりでした。

(注) 長岡京市情報公開条例の施行日の前（平成12年3月31日以前）に作成又は取得した情報に対する公開請求は、任意的公開に係る「申出」としてしています。

#### (1) 請求（申出）件数及び請求（申出）内容

令和2年度の公開請求は68件ありました。

主な請求の内容は、事務執行に関する情報が35件、契約行為（契約、入札、仕様書等）に関する情報が18件、住居表示・地番・道路等に関する情報が11件、農地に関する情報が4件となっています。

#### (2) 請求（申出）に対する処理状況

令和2年度に請求（申出）のあった68件に対する処理の内訳は、全部公開が43件、部分公開が22件、文書不存在が1件、取下げが2件でした。非公開としたものはなく、部分公開を含めた公開率は100%となっています。このほか、前年度末に保留となっていた1件も、令和2年度に全部公開しています。

(表-1) 請求(申出)の処理状況内訳

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
処 理 の 状 況	1 全部公開	43	36	26
	2 部分公開	22	22	22(3)
	3 非公開	0	0	0
	4 文書不存在	1	0	3(1)
	5 取下げ	2	3	0
	6 保留	0	1	0
合 計		68	62	51(4)
公開率[(1+2)/(1+2+3)]		100.0%	100.0%	100.0%

※ ( )は、申出の件数を再掲

#### (3) 公開の方法

情報公開（申出）の請求者は、当該情報の閲覧又は写しの交付を受けることができます。令和2年度に全部公開又は部分公開した65件の公開方法は、写しの交付が56件、閲覧が9件でした。

#### (4) 請求（申出）者の内訳

令和2年度の請求（申出）者の実人数は、35人でした。内訳は、市内に住所を有する者

が5人（請求・申出件数9件）、市内の事務所又は事業所に属する者が2人（同2件）、市外に住所を有する者が5人（同18件）、市外の事務所又は事業所に属する者が23人（同39件）となっています。

（表－2）請求(申出)者別内訳

請求(申出)者区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
1 市内に住所を有する者	5 (9)	5 (9)	9 (17)
2 市内の事務所又は事業所に属する者	2 (2)	7 (9)	4 (4)
3 市外に住所を有する者	5 (18)	3 (29)	5 (7)
4 市外の事務所又は事業所に属する者	23 (39)	9 (15)	10 (23)
合 計	35 (68)	24 (62)	28 (51)

※ ( )は、請求・申出の件数

(5) 請求(申出)の実施機関別内訳

令和2年度に公開請求(申出)のあった68件の実施機関別の内訳は、市長(上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含みます。)53件、教育委員会15件でした。

市長部局の内訳は、対話推進部6件、総合政策部5件、市民協働部11件、環境経済部5件、健康福祉部5件、建設交通部17件、会計課1件、上下水道部3件となっています。

(6) 部分公開・非公開の内容と内訳

非公開としたものはなく、部分公開の22件は、個人に関わる情報や、法人の権利利益を害するおそれがある情報など一部事項を非公開としたものです。

（表－3）部分公開・非公開事項の内訳

非公開事項(条例第6条)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
第1号 個人情報	7	19	16
第2号 法人情報	12	9	9
第3号 法令秘情報	1	0	0
第4号 国等関係情報	0	0	0
第5号 意思形成過程情報	1	0	2
第6号 合議制機関等情報	2	0	1
第7号 事務事業執行情報	3	0	0
第8号 生命・財産等保護情報	0	0	0
合 計	26	28	28

※ 1件の公文書中に複数の非公開事項が含まれる場合があるため、部分公開・非公開の合計と合致しないことがあります。

(7) 不服申立ての状況

令和2年度は、令和元年度の公開請求に係る公開決定等に対する審査請求が1件ありました。

## 2 情報提供の状況

### (1) 市民情報コーナー

市民情報コーナーは、市役所内に設置し、実施機関（市）が作成・収集した行政資料を提供しています。情報公開請求に当たって参考となる公文書目録も配架し、公開請求の案内や受付を行っています。

展示している主な行政資料は、市の基礎情報、各種計画、事業や制度に関する情報で、主なものは、表－４のとおりです。

令和２年度に新たに展示した行政資料は、１４１冊でした。市民情報コーナーの配架資料は自由に閲覧でき、写しを必要とする人には自己負担（Ａ３サイズまで１０円／枚）でコピーすることもできます。

展示のほか、市の発行した有償刊行物の販売も行っています。

（表－４）情報提供している主な資料

分野	資料（主なもの）
市政一般	総合計画、統計書、地区別年齢別人口統計表、予算書、決算書、主要施策の成果等説明書、財政公表、予算審査常任委員会・決算審査特別委員会資料、行財政改革大綱、市長・議長交際費内訳明細、施設管理委託契約状況、発注見通しの公表、工事積算内訳、指定管理者導入施設一覧、財政白書、長岡京市史、長岡京歴史散歩、長岡京市埋蔵文化財センター年報 等
「こども」	子ども・子育て支援事業計画、教育振興基本計画、長岡京市の教育 等
「くらし」	地域健康福祉計画、健康増進計画、食育推進計画、障がい者（児）福祉基本計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、男女共同参画計画、自殺対策計画 等
「かがやき」	人権教育・啓発推進計画、スポーツ振興計画、図書館年報 等
「まち」	庁舎等再整備基本構想、都市計画マスタープラン、市民協働のまちづくり推進計画、地域防災計画、市営住宅等長寿命化計画、観光戦略プラン、消防統計、水防事業計画、空き家等対策計画 等
「みどり」	景観計画、景観形成ガイドライン、みどりの基本計画、西山森林整備構想、環境基本計画、環境マネジメントマニュアル、一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画、水道事業年報、水道統計期報、長岡京市の下水道 等
「けいえい」	シティプロモーションガイドライン、人事行政の運営状況の公表 等
議会	議案書、会議録、議会活動状況、議会だより、政務活動費収支報告書 等

※ 分野は、長岡京市第４次総合計画の分類に基づきます。

### (2) 行政資料展示コーナー

行政資料展示コーナーは、中央公民館、図書館、総合交流センター、多世代交流ふれあいセンターの４箇所の公共施設内に設置し、利用者の利便に努めています。

令和２年度は、３４冊（うち１０冊は中央公民館・図書館のみ配架）の行政資料を新たに配架しました。

(3) 市ホームページ

市のホームページでも多様な情報の提供に努めています。令和2年度のホームページ全体のアクセス数は、772万2,457件でした。

いつでもどこでも必要な情報を得ることができるよう、一般公開情報端末「キオスク端末」を市内10箇所と市外1箇所（京都府乙訓総合庁舎）に設置しています。

(4) 有償刊行物の販売状況

市民情報コーナーでは、刊行物の有償頒布を行っており、令和2年度に取り扱った刊行物は、表-5のとおりです。

(表-5) 市民情報コーナーで取り扱っている有償刊行物

刊行物	発行年月	所管課(室)	価格
長岡京市第4次総合計画第2期基本計画	R3. 3	総合計画推進課	2,970円
長岡京市男女共同参画計画 第7次計画	R3. 3	男女共同参画センター	1,470円
第2次長岡京市人権教育・啓発推進計画	H29. 3	人権推進課	780円
長岡京市第2次地域健康福祉計画	H28. 3	社会福祉課	800円
長岡京市健康増進計画	H26. 3	健康医療推進室	500円
長岡京市障がい福祉計画(第5期計画)・長岡京市障がい児福祉計画(第1期計画)	H30. 3	障がい福祉課	500円
第5次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画	H28. 3		500円
長岡京市第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	H30. 3	高齢介護課	500円
長岡京市子ども・子育て支援事業計画	H27. 3	子育て支援課	500円
第二期長岡京市都市計画マスタープラン	H28. 3	都市計画課	1,000円
長岡京市景観計画	H30. 12		900円
長岡京市景観形成ガイドライン〔改訂版〕	R2. 10		500円
長岡京市みどりの基本計画〔改定版〕	H29. 3	公園緑地課	840円
平成30年度 水道事業年報	R元. 12	上下水道部総務課	500円
令和元年度 水道事業年報	R2. 12		620円
令和元年度版 長岡京市の下水道	R元. 8		200円
令和2年度版 長岡京市の下水道	R2. 10		200円

※ 令和3年3月31日現在

※ 上記のほか、統計書、地図は会計課窓口で市史等は文化財保存活用課（図書館3階）で販売しています。

## II 個人情報保護制度の運用状況

### 1 個人情報取扱事務の登録等

個人情報取扱事務登録簿は、個人情報を取り扱う事務とその目的、取り扱う個人情報の内容等を明らかにするとともに、市民の本人に関する情報（自己情報）の閲覧等を容易にするために作成するものです。

令和2年4月1日現在の登録簿への登録数は337件となっています。

(表-6) 個人情報取扱事務の実施機関別登録数

実 施 機 関		登録簿件数(R2. 4. 1)
市 長	対話推進部	25
	総合政策部	9
	市民協働部	29
	環境経済部	23
	健康福祉部	128
	建設交通部	32
	会 計 課	2
	上下水道部	7
	計	255
教育委員会		71
選挙管理委員会		4
公平委員会		1
監 査 委 員		1
農業委員会		1
固定資産評価審査委員会		1
議 会		3
合 計		337

### 2 自己情報の開示請求等

#### (1) 請求件数及び請求内容

令和2年度の自己情報開示請求は15件ありました。内訳は、市民協働部が住民票、戸籍謄本、印鑑登録証明書の請求履歴など11件、健康福祉部が診療報酬明細書、要介護認定調査票、主治医意見書など4件でした。なお、訂正、削除、利用中止の請求はありませんでした。

#### (2) 請求に対する処理状況

令和2年度に請求のあった15件に対する処理の内訳は、全部開示が5件、部分開示が7件、文書不存在が3件でした。不開示としたものはなく、部分開示を含めた開示率は100%となっています。

(表-7) 自己情報開示請求の処理状況内訳

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
処 理 の 状 況	1 全部開示	5	6	10
	2 部分開示	7	7	3
	3 不開示	0	0	0
	4 文書不存在	3	1	2
	5 取下げ	0	0	0
	6 保留	0	0	0
合 計		15	14	15
開示率[(1+2)/(1+2+3)]		100.0%	100.0%	100.0%

## (3) 自己情報開示請求の実施機関別内訳

令和2年度に開示請求があった15件は、全て市長部局が保有する情報でした。

## (4) 部分開示・不開示の内容と内訳

不開示としたものはなく、部分開示の7件は、開示請求者以外の特定の個人に関わる情報や、法人の権利利益を害するおそれがある情報など一部事項を不開示としたものです。

(表-8) 部分開示・不開示事項の内訳

不開示事項 (条例第12条の2)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
第1号 請求者の生命等保護情報	0	0	0
第2号 第三者の個人情報	6	5	3
第3号 法人情報	3	4	3
第4号 法令秘情報	0	0	0
第5号 信頼関係保持情報	0	0	0
第6号 意思形成過程情報	0	0	0
第7号 事務事業執行情報	0	0	0
第8号 国等関係情報	0	0	0
合 計	9	9	6

※ 1件の公文書中に複数の不開示事項が含まれる場合があるため、部分開示・不開示の合計と合致しないことがあります。

(5) 個人情報外部提供・目的外利用

個人情報外部提供は4件、目的外利用は7件ありました。

(表-9) 外部提供の内訳

外部提供の事務の名称	提供先	提供課	利用・提供情報
学校給食費の徴収に係る事務	学校教育課	市民課	住民基本台帳（対象世帯全員の氏名、住所、生年月日、続柄）
長岡京市第2期教育振興基本計画策定に向けた校區別児童生徒数推計作成に係る事務	教育総務課	市民課	住民基本台帳（抽出対象者の校区、性別、生年月日、住所）
特別定額給付金事業に係る施設入所等児童等に関する事務	他自治体	総務課	施設入所等児童等の氏名、性別、生年月日、入所等年月日、退所等年月日
地域改善対策就学奨励金の返還免除等に係る事務	学校教育課 乙訓保健所	市民課	住民基本台帳（対象世帯全員の氏名、生年月日、続柄）

(表-10) 目的外利用の内訳

目的外利用の事務の名称	利用課	提供課	利用・提供情報
長岡京市環境基本計画改定に係る市民アンケート調査	環境政策室	市民課	住民基本台帳（抽出対象者の氏名、住所、生年月日）
「(仮称)自治振興条例」策定に係る市民参加型ワークショップの参加者募集・アンケート調査	自治振興室	市民課	住民基本台帳（抽出対象者の氏名、住所、生年月日、性別）
特別定額給付金事業に係る虐待により施設等に入所措置等が採られている障がい者及び高齢者に関する事務	総務課	障がい福祉課 高齢介護課	措置等により施設に入所している障がい者・高齢者の氏名、性別、生年月日、入所等年月日、退所等年月日
特別定額給付金事業に係る施設入所等児童等に関する事務	総務課	子育て支援課	施設入所等児童等の氏名、性別、生年月日、入所等年月日、退所等年月日
新しい生活様式実践応援事業に係る虐待等により施設等に入所措置が採られている要配慮者及び契約により施設等を利用している者に関する事務	商工観光課	障がい福祉課 高齢介護課 子育て支援課	要配慮者及び契約による利用者の氏名、性別、生年月日、入所年月日、退所年月日、施設所在地の個人情報
裁判員候補者予定者名簿の作成及び検察審査員候補者予定者名簿の作成	総務課	市民課	住民基本台帳（抽出対象者の氏名、住所、生年月日、本籍、個人コード）
令和2年国民年金被保険者実態調査	医療年金課	市民課 税務課 国民健康保険課	住民基本台帳（調査対象者の氏名、住所、生年月日、世帯情報）市民税課税台帳、固定資産税課税台帳、国民健康保険料賦課・納付状況

(6) 不服申立ての状況

令和2年度は、開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

### Ⅲ 長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じた答申や、実施機関への意見具申を行うなど、制度の適正かつ円滑な運営を推進するために設置されています。

審議会の委員は公募委員2人を含む9人で構成されています。

令和2年度の審議会の開会状況は、表-11のとおりでした。会議は、広く公開するためにホームページ等で開会日を周知するとともに、議事録を掲載しています。

(表-11) 長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会開会状況

	開 会 日	案 件
第1回	令和2年 6月10日	(1) 諮問案件 <b>【諮問5】</b> 新しい生活様式実践応援事業に係る虐待等により施設等に入所措置が採られている要配慮者及び契約により施設等を利用している者に関する個人情報の目的外利用について (2) 報告案件 <b>【諮問1】</b> 環境基本計画改定に係る市民アンケート調査業務に伴う個人情報の目的外利用について <b>【諮問2】</b> 長岡京市第2期教育振興基本計画策定に向けた校區別児童生徒数推計作成のための個人情報の外部提供について <b>【諮問3】</b> 特別定額給付金事業に係る虐待により施設等に入所措置等が採られている障がい者及び高齢者に関する個人情報の目的外利用について <b>【諮問4】</b> 特別定額給付金事業に係る施設入所等児童等に関する個人情報の目的外利用及び外部提供並びに個人情報の収集について (3) その他
第2回	令和2年9月18日	(1) 諮問案件 <b>【諮問1】</b> 教育振興基本計画策定に向けた校區別児童生徒数推計作成のための個人情報の外部提供について(抽出率の変更) <b>【諮問2】</b> 「(仮称)自治振興条例」策定にかかる市民参加型ワークショップの参加者募集・アンケートのための個人情報の目的外利用について <b>【諮問3】</b> 不法投棄監視カメラの設置に伴う個人情報の収集及び外部提供について (2) 報告案件 「長岡京市街頭防犯カメラ設置及び管理運用要領」第6条第2項による防犯カメラ記録映像の外部提供について (3) その他

令和2年度に行った審議会の答申の内容は、9～16ページのとおりです。



## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 1	答 申 日	令和 2 年 5 月 2 6 日
審 議 件 名	環境基本計画改定に係る市民アンケート調査業務に伴う個人情報目的外利用について		
審 議 日	令和 2 年 5 月 1 9 日（書面審議）		
内 容			
<p>本件は、長岡京市環境基本計画の改定（三期計画の策定）に当たり、環境に対する市民の意識・ニーズのアンケート調査を行うため、住民基本台帳の情報を目的外利用したく、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、事務局をして、所管課である環境政策室から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象は、長岡京市在住の 16 歳以上の 2, 0 0 0 人（無作為による抽出）である。</li> <li>・本件で利用しようとする個人情報は、住民基本台帳に記載のある上記調査対象者の「住所」「氏名」「生年月日」「国籍」である。なお、調査表郵送用封筒の宛名シール（ラベルシール）への記載は、「住所」「氏名」である。</li> <li>・調査対象者の抽出は本市の電算システム（市民アンケート調査システム）により職員が行い、市民アンケート調査業務の受託業者に職員作成のラベルシールを渡すものである。</li> <li>・受託業者は、ラベルシールの封筒への貼付、調査表の発送、回収（回答者から受託業者へ匿名で返送）及び回答の分析を行うが、ラベルシールの貼付や発送業務において、個人情報の漏えいなどが生じないよう適切な管理を行うこと、また、回収後の調査表の内容が外部に流出することなどがないように適切な取扱いをするよう、受託業者に指導するものである。そのため、本市と受託業者において、長岡京市個人情報保護条例の遵守及び受託業者が個人情報の保護のために講ずるべき措置を規定した契約書を取り交わすものである。</li> </ul> <p>本審議会は、当該アンケート調査のため個人情報を目的外利用することについては、抽出した個人情報を事務処理中は適切に保管・管理し、処理終了後はその個人情報を削除又は廃棄すること、出力したリストは適切に保管・管理し、利用が済み次第、削除又は廃棄することとの意見を付したうえで、今回の目的外利用については問題ないとの結論に達した。</p>			

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 2	答 申 日	令和 2 年 5 月 2 6 日
審 議 件 名	長岡京市第 2 期教育振興基本計画策定に向けた校區別児童生徒数推計作成のための個人情報の外部提供について		
審 議 日	令和 2 年 5 月 1 9 日（書面審議）		
内 容			
<p>本件は、長岡京市第 2 期教育振興基本計画の策定に当たり、今後 1 0 年間の教育施策の方向性を検討することから、小学校区毎の 1 0 年間の児童生徒数の推計を行うため、住民基本台帳の個人情報を教育委員会に外部提供したく、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、事務局をして、所管課である教育総務課から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件で抽出しようとする個人情報は、当該推計を行うために必要とするもので、無作為抽出された人口の 5 0 %（約 4 0, 5 0 0 人）から「校区」「性別」「生年月日」「住所（番地以外）」の項目について抽出するものである。</li> <li>・なお、本件は、毎年 4 月に同様の外部提供をすることについても、諮問するものである。</li> <li>・抽出作業は職員が行い、抽出した個人情報は所管課において適正に管理する。当該推計の作業は事業者へ委託するが、受託業者に渡す情報は、「小学校区毎の性別・年齢 1 歳階級別の人数」に限定し、個人が特定されない内容でデータ提供する。以上のように個人情報の保護を図るとともに、適正に情報管理がなされるよう、受託業者を監督しようとするものである。</li> </ul> <p>本審議会は、当該推計のため個人情報を外部提供することについては、抽出した個人情報を事務処理中は適切に保管・管理し、処理終了後はその個人情報を削除又は廃棄すること、業務に当たり必要な保護措置を講ずることを受託業者に徹底することとの意見を付したうえで、今回の外部提供については問題ないとの結論に達した。</p> <p>なお、抽出項目又は受託業者に係る情報の項目若しくは提供方法の変更がない限り、毎年行うこととなる外部提供についても理由相当として認めるところ、外部提供したときは、その都度、本審議会に報告されたい。また、変更がある場合には、本審議会に改めて諮問されたい。</p>			

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 3	答 申 日	令和 2 年 5 月 2 6 日
審 議 件 名	特別定額給付金事業に係る虐待により施設等に入所措置等が採られている障がい者及び高齢者に関する個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和 2 年 5 月 1 9 日（書面審議）		
内 容			
<p>令和 2 年 5 月 1 9 日付で市長から、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づく個人情報の目的外利用について本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、事務局をして、所管課である総務課から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大による家計負担増への緊急支援として、4 月 2 0 日に閣議決定された特別定額給付金が支給されることとなった。</li> <li>・給付対象者は、基準日(令和 2 年 4 月 2 7 日)において、住民基本台帳に記載されている者であり、受給権者はその者の属する世帯の世帯主である。</li> <li>・事業を実施するにあたり、施設入所している障がい者や高齢者の個人情報の提供を措置入所担当課より受けるケースが想定される。</li> <li>・措置等により施設入所している障がい者や高齢者については、施設のある市区町村に住民票を移している場合は、原則通り、基準日時点で措置入所等障がい者・高齢者の住民票が所在する市町村から支給される。しかし、特例として養護者から当該障がい者及び高齢者の給付金申請があった場合、養護者に給付金を支給せず、本人に支給する。</li> <li>・この特例に該当するかどうかを判断するためには、障がい者・高齢者の氏名、性別、生年月日、入所等年月日及び退所等年月日の個人情報が必要であり、本市措置入所担当課から、当該情報の提供を受けるものである。</li> </ul> <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を目的外利用することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①施設入所している障がい者や高齢者の個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。</li> <li>②収集した個人情報は適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。</li> </ol>			

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 4	答 申 日	令和 2 年 5 月 2 6 日
審 議 件 名	特別定額給付金事業に係る施設入所等児童等に関する個人情報の目的外利用及び外部提供並びに個人情報の収集について		
審 議 日	令和 2 年 5 月 1 9 日（書面審議）		
内 容			
<p>令和 2 年 5 月 1 9 日付で市長から、審議件名のとおりに、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づく個人情報の目的外利用及び外部提供並びに第 8 条第 2 項第 5 号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集について本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、事務局をして、所管課である総務課から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大による家計負担増への緊急支援として、4 月 2 0 日に閣議決定された特別定額給付金が支給されることとなった。</li> <li>・給付対象者は、基準日(令和 2 年 4 月 2 7 日)において、住民基本台帳に記載されている者であり、受給権者はその者の属する世帯の世帯主である。</li> <li>・施設入所等児童等については、施設等の所在地に住所を移していない場合でも当該児童等は施設の所在地で給付金を受けられる。また、当該児童等の保護者からの申請があった場合においても給付しない。</li> <li>・本市には施設がないため、本市が施設所在自治体となることはない。</li> <li>・本市で措置を行った児童等は、本市に住民登録がある者のみのため、本市の措置担当課（子育て支援課）から本市の給付金担当課（総務課）へ情報提供し、給付金事務に利用することとなる。また、本市給付金担当課から他自治体へ情報提供すること、他自治体での給付金支給情報を本市給付金担当課が収集することとなる。</li> <li>・そのため、施設入所等児童等の氏名、性別、生年月日、入所等年月日及び退所等年月日の個人情報が必要となる。</li> </ul> <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報の目的外利用及び外部提供並びに収集については問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①施設入所等児童等の個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。</li> <li>②提供にあたっては、情報の漏えい等のないように、十分注意すること。</li> <li>③収集した個人情報は適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。</li> </ol>			

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 5	答 申 日	令和 2 年 6 月 1 1 日
審 議 件 名	新しい生活様式実践応援事業に係る虐待等により施設等に入所措置が採られている要配慮者及び契約により施設等を利用している者に関する個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和 2 年 6 月 1 0 日		
内 容			
<p>令和 2 年 6 月 4 日付けで市長から、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づく個人情報の目的外利用について本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である商工観光課から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、新型コロナウイルスの存在を前提とした感染予防と社会経済活動を両立させる「新しい生活様式」を定着させることから、「新しい生活様式」を実践するための支援（本市独自施策）として、全市民に商品券（1 人につき 5, 0 0 0 円相当）を支給する予定である。支給に当たっての申請は不要で、世帯主あてに世帯全員分の商品券を送付することとなる。</li> <li>・ただし、本市に住民登録を残したまま虐待等により施設等に入所措置が採られている要配慮者（障がい者、高齢者、児童）については、その本人分の商品券は本人に支給する必要がある。また、契約により施設等を利用している単身世帯についても同様の取扱いが必要である。</li> <li>・このため、対象者（本人支給となる者をいう。以下同じ。）を確定する必要があり、所管課（商工観光課）は、措置等担当課（障がい福祉課、高齢介護課、子育て支援課）から、要配慮者及び契約による利用者の氏名、性別、生年月日、入所年月日、退所年月日、施設所在地の個人情報の提供を受け利用するものである。</li> <li>・なお、本市に住民登録を残したまま住民登録の住所外に居住するDV等避難者（その同伴者を含む。以下同じ。）又は本市に住民登録はないが市内に居住するDV等避難者にも商品券を支給するが、本人からの申出を受けての支給となることから、これは個人情報の収集の原則である「本人からの直接収集」となる。</li> </ul> <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を目的外利用することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①対象者やDV等避難者の個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。</li> <li>②収集した個人情報は適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。</li> </ol>			

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 6	答 申 日	令和 2 年 9 月 2 8 日
審 議 件 名	教育振興基本計画策定に向けた校区別児童生徒数推計作成のための個人情報の外部提供について（抽出率の変更）		
審 議 日	令和 2 年 9 月 1 8 日		
内 容			
<p>本件は、令和 2 年 5 月 1 9 日付諮問（令 2 - 2）に対する「外部提供については問題ない。今後、毎年行うこととなる外部提供についても理由相当として認めるが、抽出項目等の変更がある場合には、改めて諮問されたい。」旨の令和 2 年 5 月 2 6 日付答申（令 2 - 2）に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、前回答申からの変更内容等について、所管課である教育総務課から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申後に、市民アンケートシステムのプログラム修正により、抽出対象者が、人口の「50%まで」から「100%まで」抽出が可能となった。より精度の高い校区別児童生徒数推計とするため、今後、毎年行う予定である 4 月 1 日現在の住民基本台帳の情報（以下「個人情報」という。）の抽出対象者を「全市民（100%）」とすることから、「抽出率の変更」として改めて諮問するものである。</li> <li>・前回諮問における提供（所管課にあっては、利用）しようとする個人情報は、「校区」「性別」「生年月日」「住所（番地以外）」で、今回諮問においては「校区」「性別」「生年月日」である。</li> <li>・前回答申後に、令和 2 年を含む過去 5 年分のデータを作成したが、いずれも 4 月 1 日から相当の期間が経過した時点における、同日に遡る抽出作業となったため、直に「小学校区別」データを作成することができず、行政区別データを住所により「小学校区別」に振り分け直す必要があった。そのため、前回の抽出項目に「住所（番地以外）」が必要であった。令和 3 年以降は、同日直後に抽出作業を行うことで、直に「小学校区別」データを作成することができるので、「住所（番地以外）」の項目は不必要となるものである。</li> </ul> <p>本審議会は、審議の結果、今回の個人情報を外部提供することについては問題ないとの結論に達した。</p> <p>なお、令和 2 年 5 月 2 6 日付答申（令 2 - 2）と趣旨を同じくして、外部提供したときは、その都度、本審議会に報告されたい。また、抽出項目の変更があるとき又は業者に作業を委託する場合であって受託業者に係る情報の項目若しくは提供方法の変更があるときは、本審議会に改めて諮問されたい。</p>			

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 7	答 申 日	令和 2 年 9 月 2 8 日
審 議 件 名	「(仮称) 自治振興条例」策定にかかる市民参加型ワークショップの参加者募集・アンケートのための個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和 2 年 9 月 1 8 日		
内 容			
<p>本件は、「(仮称) 自治振興条例」の策定に当たり、市民参加型ワークショップの参加者募集及び本市のイメージ、自治の現状等に係るアンケート調査のため、住民基本台帳の情報（以下「個人情報」という。）を目的外利用すべく、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、利用しようとする個人情報、その保護措置等について、所管課である自治振興室から説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケートシステムにより、長岡京市在住の 16 歳以上 2, 300 人を無作為抽出する。</li> <li>・利用しようとする個人情報は、「住所」「氏名」「生年月日」「性別」であり、郵送用宛名シール（ラベルシール）への印刷は、「住所」「氏名」である。</li> <li>・対象者の抽出、ラベルシールの作成及び回答の回収は市職員が行い、発送業務（郵送用封筒へのラベルシールの貼付を含む。）は受託業者が行う。</li> <li>・データ及びリストの適切な管理を行い、受託業者に対して、個人情報の漏えい又は不正使用のないように、適切な管理を行うよう指導する。また、処理終了後、データファイルは削除する。業務完了後ラベルシールは破棄する。</li> </ul> <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を目的外利用することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①抽出した個人情報については、事務処理中は適切に保管・管理し、処理終了後はデータを確実に削除すること。</li> <li>②出力したリスト・ラベルシールは適切に保管・管理し、業務完了後、確実に廃棄すること。</li> <li>③受託業者が個人情報の保護措置を講ずることを契約書又は覚書に規定し、必要な場合は、業務を監督すること。</li> </ol>			

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 8	答 申 日	令和 2 年 1 0 月 1 3 日
審 議 件 名	不法投棄監視カメラの設置に伴う個人情報の収集及び外部提供について		
審 議 日	令和 2 年 9 月 1 8 日		
内 容			
<p>本件は、不法投棄監視カメラの設置に伴う、長岡京市個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 5 号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集及び同条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づく個人情報の外部提供について本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、所管課である環境政策室から説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内において家電四品目をはじめ廃棄物の不法投棄が、年々増加している。</li> <li>・看板の設置やパトロールを強化しても大きな効果が得られないことから、不法投棄の未然防止を図り、かつ、原因者を把握することを目的として、監視カメラを設置し、必要に応じて警察に情報提供するものである。</li> <li>・不法投棄が多発している場所と不法投棄のおそれがある場所から 2 か所を選定して監視カメラを設置（場所は状況に応じて変更する。）し、作動していることを示す看板を設置する。また、南京錠等により施錠する。</li> <li>・監視カメラ管理責任者（環境政策室長）を置き、基本的に作業を行うのは、環境政策室職員に限るものとする。また、監視カメラの適切な設置と管理運用を行うため、「長岡京市不法投棄監視カメラ設置及び管理運用要領」及び「長岡京市不法投棄監視カメラ運用方針」を定める。</li> </ul> <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を収集すること及び外部提供することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報の収集             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 監視カメラの設置に当たっては、民家に入出入りする者がカメラに映り込むことを避ける等、設置目的の達成に必要な範囲内でカメラの方向に十分注意すること。</li> <li>イ 画像、特に監視カメラに映り込んだ不法投棄の原因者以外の者に係る画像は、適切に管理すること。また、必要な保管期間を過ぎた画像データは、速やかに、確実に消去すること。</li> </ol> </li> <li>2 個人情報の外部提供             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 監視カメラの設置目的である違法行為（不法投棄）の摘発に係る画像の閲覧又は画像データの提供                     <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する場合は、画像を閲覧させ、又は画像データを提供することができるが、監視カメラの設置目的の範囲内に限ること。</li> <li>イ 監視カメラの設置目的を達成するために外部提供することが必要であると市長が認める場合は、画像を閲覧させ、又は画像データを提供することができるが、市が被害届の提出又は告訴・告発をする場合に限ること。</li> </ol> </li> <li>② 不法投棄以外の事件、事故等に係る外部提供                     <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 画像の閲覧については、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する場合は可とするが、最小限必要な場合に限ること。</li> <li>イ 画像データの提供については、本人の同意がある場合や、人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合のほか、裁判官が発する令状に基づく場合又は捜査関係事項照会（刑事訴訟法第 1 9 7 条）に対して、提供が必要であると市長が認める場合に限ること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>			



#### IV 長岡京市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

情報公開条例は、「原則公開の精神」に立って運用されていますが、公開することにより市民の基本的な権利が侵害されたり、行政の執行が著しく阻害されたりすることは望ましくありません。そこで、条例では、一定の場合、例外的に情報を公開しないことができると定めています。

また、個人情報保護条例における自己情報の開示についても、個人の指導や診断、評価等に関する個人情報で、本人に知らせないことが正当と認められるものなどは開示しないことができると定めています。

しかし、これら例外事項の解釈は、条例の趣旨に照らし厳密に行われなければならないと、また、情報公開請求権や自己情報開示請求権を保障し、制度を真に実効あるものとするためには、非公開・不開示決定処分等に対する救済手続きが保障されていなければならないと定めています。

請求に対する非公開・不開示の決定処分等に不服がある場合、行政不服審査法による審査請求をすることができますが、同法による審査請求があったときは、実施機関は、長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない、と条例で定めています。

審査会は、長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例によって設置され、委員は4人の学識経験者で構成されています。

審議手続きについては、第三者的な立場から公平な審議を行うことができるよう行政不服審査法に準じた方式がとられています。

なお、令和2年度の情報公開等決定処分及び自己情報開示等決定処分に対する審査請求は、1件ありました。

令和2年度の審査会の開会状況は、表－12のとおりでした。

(表－12) 長岡京市情報公開・個人情報保護審査会開会状況

	開 会 日	案 件
第1回	令和2年7月3日	(1) 委嘱について (2) 会長の選出について (3) 会長職務代理の指名について (4) 令和元年度諮問第1号について (5) その他
第2回	令和2年9月25日	(1) 令和2年度答申第1号について (2) その他
第3回	令和3年3月23日	(1) 令和2年度諮問第1号について (2) その他